



Title	環境保全の公民協働に関するエスノグラフィック・アクションリサーチ：自治体行政および NPO の環境教育事業をつなぐ試み
Author(s)	元廣，修爾
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16976号
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16976
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99820
Type	doctoral thesis
File Information	Shuji_Motohiro_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 元 廣 修 爾

学位論文題名

環境保全の公民協働に関するエスノグラフィック・アクションリサーチ
～自治体行政およびNPOの環境教育事業をつなぐ試み～

本論文の観点と方法

本論文の目的は、環境保全の現場において生じる公民協働の不調という現象を、人類学的な人・モノ関係の観点から捉え、エスノグラフィック・アクションリサーチの方法によってその要因を明らかにすると共に、協働を促進し得る実務技法を探索することである。筆者はここで自治体実務者ならびにNPO活動の参加者の立場から複眼的に現場にアプローチし、両視点を往還しながら自治体行政とNPOの環境教育事業をつなぐことを試みる。

本論文の内容

ここでいう公民協働の不調とは、例えば、自治体行政が熱心に協働事業を進めようとしているにもかかわらず、市民の側では関心が高まらないという問題状況を指す。この状況において、自治体実務者は意図せず自治体行政主導の状況が生まれていたり、財務・会計制度のツールに頼りすぎていることに気付いていながら、不調が生まれる要因を明らかに把握していない（第1章、第2章）。

本論文では、この不調の要因を探るため、エスノグラフィック・アクションリサーチの手法を採用する。具体的には自治体の行政現場とNPOの活動現場に参加して現場の一員となり、公・民関係に見られるズレに着目しつつ、人・モノの関係をたどることで、公・民の現場における問題の地図を描き、糸口を見出す（第3章、第4章）。

第5章では、筆者が従事した4つの環境教育事業を事例として、「上からの協働」の諸相を記述する。その上で、本論文で扱う5つの論点を提示する。それは、①自治体実務者の視点の問題、自治体実務における②環境教育のモデル、③環境保全のストーリー、④地域社会への働きかけ、⑤プラットフォームのあり方をめぐる問題である。

以上の5つの論点に対し、西中国山地・芸北及び三段峡におけるNPOの活動現場に人・モノの関係をたどりながら考察した結果、自治体実務に対して5つの示唆が得られた（第6章～第10章）。その示唆とは、①パノラマ（自治体行政の執務室から見た地域の眺望）を適切に利用する、②自然を学び、環境保全活動に参加し、環境保全の立ち位置を学び、既存の法制度を捉え直すよう人々に促す、③自治体行政のストーリーと現場の人・モノの結びつきを重ね合わせて検討する、④働きかけにモノが関与しうることに注目する、⑤人・モノがつくりだす対称性を見守りつつ、環境教育プログラムの成り立ちを見ていく、というものである。

以上の5つの示唆を自治体実務で実際に活かそうとするとき、実務の特性に向き合う必要がある。そこで、第11章では、4つの自治体実務について人・モノの関係をたどり、実務の特性を明らかにした。その特性とは、①環境基本計画に見られる企図性（事業が実施される前から目標とその達成に向けたモデル（施策）を定め、その進捗状況をマネジメントの視点を取り入れたツールによって管理しようとする態度）、②会計法令に見られる「手続的統制」（環境基本計画のモデル（施策）を達成するために地域の人・モノを動員する働き）、③行政裁量により事務の想定外の揺れが補正されること、④文書の機能によって自治体実務者の立場が強化されること、⑤環境教育の事務よりも、環境規制の法的技術が重視されていることである。

自治体実務はこうした特性をもっているため人・モノの関係をうまく扱うことができない。自治体実務への5つの示唆や、自治体実務の5つの特性の背景にあるのは、地域の人・モノの関係をパノラマを通して操作して、判断を下そうとする自治体実務者の傾向であり、これが公民協働の不調

が生まれる主な要因になっていると考えられる。その具体的な要因は、「企図性」や「手続的統制」といった自治体実務の特性と、パノラマに頼って判断しようとする傾向があるなかで、①自治体実務者の視点や現場へのかかわり方を振り返ることが難しい、②特に環境規制の法的技術が重視されていることによって、環境教育の意義を十分理解することが難しい、③特に文書事務の特性が重視されていることによって、様式や会計ルールが重視され、現場の活動ストーリーを考慮することが難しい、④特に会計法令に基づく「手続的統制」が重視されていることによって、モノが働きかけに関与することに注目することが難しい、⑤特に事務の揺れを吸収する行政裁量が重視されていることによって、環境教育プログラムを計画的に「実施」することが重視される状況が生まれがちであるというものである。

以上のような自治体実務者の傾向が公民協働の不調の主な要因なのであれば、地域の人・モノの関係を実務で適切に扱うための工夫が必要となる。その条件を探するため、まず自治体行政の側から職場で実務改善を試みた結果、以下の条件を見出した（第12章）。その条件とは、①「実務者のネットワーク」を活用し、衆知を集めたうえで判断し、行動する、②現場の人・モノと直接にかかわりあうことを大切にしつつ、市民の個別事情に応じたフォローを実践する、③担当する自治体実務についてホームとアウェイをもつというものである。

続いて、地域の側の条件を探るため瀬戸内海・佐木島の環境教育事業に参加して、④地域の人々が法制度の内でよく振舞えるように支援しながら、法制度の外で「そうではない道」を問うことを保証していくことが明らかになった（第13章）。

第14章の結論では、以上で見出された5つの要因と4つの条件を見渡して、それらの根底で共通しているものを考察し、人・モノの「代替可能性・代替不可能性」の区別と、そのはざまにある「複雑性」の問題が浮かび上がった。人が代替可能なものとして扱われる場合には、「複雑性」（代替不可能なかけがえのなさ）が失われる可能性がある。この議論は人だけではなくモノにまで拡張される必要がある。代替不可能性と代替可能性のはざまで、「複雑性」を適切に扱い、地域の人々に「応答」していくために、風景を前にして誰かと語り合うということの意義が浮かび上がった。風景を前にして語り合うことは、自治体実務において3つの意義をもつ：①二次元で人とモノの関係をたどることと、三次元で人・モノの関係を操作することを調和させることができる、②「言い現わし」は、一般的な原因-結果論に頼りすぎることなく、物事の成り立ちを見ていくことを可能にする、③「風景に籠められた言葉を探す」ことは、既知の事実を見直す営みにつながる。人・モノの「複雑性」を守ることでできる実務技法として「モノの自治」と「聞く営み」が見出された。「モノの自治」とは、自治体実務で取捨選択が行われる局面で、適切な場を設けて、ステークホルダーが知っている地域の人・モノを持ち寄り、地域の人・モノの関係を自治体実務の特性のもとでどのように扱えばよいか、知恵を出し合って試行錯誤を重ねてゆく営みである。「聞く営み」とは、日々の職業生活において、人々の話を聞くことに加えて、人の声やモノの声なき声に注意深く耳を傾けたうえで、自治体実務者が任意で発揮する「ささやかな裁量」によって、他者を真剣に理解しようとする営みである。